

2018年12月3日

## 「企業内容等の開示に関する内閣府令」改正案に対する意見

一般社団法人スチュワードシップ研究会  
代表理事 木村祐基

11月2日に公表されました内閣府令改正案について、以下の通り意見を述べさせていただきます。

本改正案では、財務情報の深い理解につながる記述情報（非財務情報）の記載の充実が図られており、投資家の立場から強く賛同いたします。

今後、企業の情報開示の記載について、投資家が企業との対話においてこれを活用し、記載内容の一層の充実を促していくことが重要と認識しています。一方、監督当局におかれても、企業の記載が形式的なものに陥らないよう、適切な指導・監督を行っていただければ幸いです。

以下、個別の条項について、若干の要望事項を記載させていただきます。

### ○ (30) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

a 『……連結会社の経営環境（例えば、……顧客基盤、販売網、資本コスト等）についての経営者の認識の説明を含め……』と、例示のなかに、「資本コスト」を加えていただきたいと考えます。

コーポレートガバナンス・コードにおいて「資本コストを踏まえた経営戦略」の必要性が示されていることから、当条項の開示においても、経営者の資本コストについての認識の説明を明記することは重要と思います。

同様に、(32) (f) においても、『……資金の主要な用途を含む資金需要の動向、資本コストについての経営者の認識を含めて記載するなど……』と、資本コストを加えていただければと考えます。

### ○ (31) 事業等のリスク

a 『……当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、それらの前年度と比較した変化の有無や変化の程度、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与

える影響の内容、・・・』のように、企業リスク情報の前年度と比較した変化の程度が分かる記載を加えていただきたいと思います。

今回の改正は、リスク情報について、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明を求めるとしており、投資家にとって影響が大きいリスクがより明確になり、その情報有用性は高まると考えています。

その上で、リスクが顕在化する可能性や時期および影響度は時間とともに変化すると思われるため、企業のリスク情報の見直しが分かる開示が望ましいと考えます。前年のリスク情報に比べてどれほど発生可能性や影響度が高まったか（低下したか）、あるいは新規に発生したリスクや消滅したリスクなどのリスクの変化に関する情報は、投資家が投資先企業のリスクの見直しをするにあたって非常に重要な情報であると考えられるためです。

#### ○ (54) コーポレートガバナンスの概要

a 『・・・また、提出会社の企業統治に関するその他の事項（例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、内部通報制度の整備の状況、・・・）について・・・』と、内部通報制度についての記載を追加していただきたいと思います。

近年の企業不祥事の多発の状況に鑑み、内部通報制度の役割の重要性が高まっていることから、その整備の状況を記載すべきことを明記していただくことが有効であると考えます。

#### ○ (58) 株式の保有状況

b 『・・・また保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容（検証を行った会社機関、頻度、保有に伴う便益やリスク等に関する計数的な検証を含む検証の内容など）を記載すること。』と（ ）内の例示の文言を追加していただければと考えます。

いわゆる政策保有株式の保有の適否についての取締役会等における検証の開示は極めて重要と考えておりますが、カッコ内の例示を追加することで、投資家が期待する検証の内容がより具体的に示されるものと思います。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

〒103-0027

東京都中央区日本橋 3-2-14

新槇町ビル別館第一 東京アントレサロン

一般社団法人スチュワードシップ研究会

代表理事 木村祐基

[kimura@stewardship.or.jp](mailto:kimura@stewardship.or.jp) 070-6552-7439